

津市公告第14号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和8年2月10日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 津リージョンプラザ喫茶コーナーの貸付け

(2) 貸付物件

貸付物件は次のとおりです。

所在 地	津市西丸之内 23番1号		
土 地		建 物	
名 称	津リージョンプラザ敷地	名 称	津リージョンプラザ
地 番	335番1	構 造	鉄筋コンクリート造
地 目	宅地	階 層	地上5階地下1階建
地 積	25, 940. 37 m ²	床 面 積	9, 583. 55 m ²
貸付部分	津リージョンプラザ 3階喫茶コーナー ※別紙「3階平面図」を参照		
貸付面積	14. 24 m ²		

(3) 貸付期間 令和8年4月1日から令和11年5月31日までの3年2か月間

(4) その他貸付けに関する事項

津リージョンプラザ喫茶コーナー貸付けに係る貸付要領（以下「貸付要領」といいます。）で定めるとおりとします。

2 入札に必要な事項を示す場所及び日時

入札の心得、契約条項その他の入札に必要な事項については、令和8年2月10日（火）から同月25日（水）までの間（いずれの日も開庁日の午前8時30分から午後5時15分の間に限ります。ただし、津リージョンプラザの休館日（月曜日。祝日・休日に当たる時はその翌日）を除きます。）、津市条件付一般競争入札参加者心得及び貸付要領並びに入札に係る所定の様式を津市ホームページで公開すること及び津市スポーツ文化振興部文化振興課施設担当（津リージョンプラザ総合管理事務室内）窓口において配布することにより示すこととします。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年3月5日（木）午前10時

(2) 場所 津リージョンプラザ第2会議室（2階）

4 入札参加の資格

入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 国税並びに地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による都道府県民税、市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者
- (4) 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者
- (5) 反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者
- (6) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (7) 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 法人その他団体の役員等（非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいいます。）のうちに第3号から前号までのいずれかに該当する者があるもの
- (9) 民法（明治29年法律第89号）第120条第1項に規定する行為能力制限者（未成年者、成年被後見人等。以下「行為能力制限者」といいます。）に該当すると認められる者（行為能力制限者の法定代理人が代理し、又は同意した場合を除きます。）
- (10) 手形交換所により取引停止処分を受けているなど経営状態が著しく不健全な者
- (11) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止等を受けている者
- (12) 過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与した者
- (13) 日本語が理解できない者
- (14) 日本国に住所及び連絡先がない者

6 入札参加資格の審査結果

入札に参加できる者は、入札参加資格審査結果通知書により、入札参加者に必要な要件を満たすことについての通知を受けた者とします。

7 予定価格(最低入札価格)

129,395円（年額・税抜）

8 入札の無効に関する事項

入札が次の各号のいずれかに該当する場合、その入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書に記載した金額その他の記載内容が不明確な入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 入札書に記名押印しないで行った入札
- (5) 封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なっている入札
- (6) 同一事項に対して2通以上行った入札
- (7) 入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札
- (8) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札
- (9) 意思表示が民法上無効とされる入札
- (10) 予定価格に満たない入札価格で行った入札
- (11) 入札に際して連合等の不正行為があった入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札

9 入札方法及び決定方法

(1) 当日持参するもの

ア 入札者確認票（本市が指定する様式のものに限ります。）

イ 入札書（本市が指定する様式のものに限ります。）

(2) 入札書の投函

入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名・押印の上、封入し、入札箱に投函することとします。なお、入札書の投函は1回とし、再度の投函はできません。

(3) 金額の表示

入札書の金額は、賃料の年額（税抜）を記入することとします。

(4) 落札者の決定

落札者は、有効な入札による入札金額のうち最高の価格（以下「最高入札金額」といいます。）をもって入札を行った1者とします。

(5) くじによる落札者の決定

最高入札金額で入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。

(6) 入札結果の公表

入札結果について、公表する場合があります。

(7) その他入札に係る事項

津市条件付一般競争入札参加者心得で定めるとおりとします。

10 入札参加に係る手続

入札に参加しようとする者は、参加申込期間内に津市条件付一般競争入札参加申込書（本市が指定する様式のものに限ります。以下「入札参加申込書」といいます。）及び添付書類を提出することとします。

(1) 参加申込期間

令和8年2月10日（火）から同月25日（水）まで（いずれの日も開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間に限ります。）

(2) 添付書類

入札参加申込書には、次に掲げる書類を添付して提出することとします。ただし、入札に参加しようとする者が津市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている場合、イ、ウ、エ、オ及びキに掲げる書類を添付する必要はありません。

- ア 誓約書（本市が指定する様式のものに限ります。）
- イ 印鑑証明書（個人にあっては、印鑑登録証明書）
- ウ 商業登記簿謄本（個人にあっては、住民票、営業届証明書）
- エ 法人税、消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書（個人にあっては、申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書）

オ 市町村税完納証明書（完納証明書を発行していない市区町村の場合は、下記の納税証明書又は非課税証明書で該当するすべてのものについて、それぞれ直近2年度分）

- (ア) 市町村民税
- (イ) 固定資産税・都市計画税
- (ウ) 軽自動車税

カ 事業計画書（貸付物件の予定用途のほか、貸付物件の改修や設備等の設置を希望する場合はその概要や図面等、本市の施設を反復継続して使用した実績がある場合はその履歴等を記載。様式の指定はありません。）

キ 事業者の概要書（事業に関する事項（法人にあっては、事業概要、設立年月日、資本金、従業員数等、個人にあっては、事業概要、創業年月日、従業員数等とします。）を記載した事業者の概要が確認できる書類）

(3) 提出方法

津リージョンプラザ 1 階総合管理事務室窓口（津市スポーツ文化振興部 文化振興課施設担当（以下「窓口」といいます。））に直接持参することとします。

11 実施要領に係る質問及び質問に対する回答

(1) 質問方法

質問書（本市が指定する様式のものに限ります。）を津リージョンプラザ総合管理事務室窓口で提出する又はファクスにより提出することとします。

(2) 提出期限

令和 8 年 2 月 17 日（火）午後 5 時

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和 8 年 2 月 18 日（水）から同月 25 日（水）までの間、回答内容を津市ホームページで公開すること及び津リージョン プラザ総合管理事務室窓口において回答書を配布することにより行います。

12 契約

(1) 契約の締結

落札者決定後、本市と落札者は、令和 8 年 3 月 12 日（木）までに施設賃貸借契約を締結するものとします。

(2) 連帯保証人の免除又は徵取

借受人が貸付期間の賃料を指定期日までに全額納付する場合、借受人に十分な資力、信用等を有する場合（本市の施設における過去の使用実績において使用料の支払遅延その他の債務不履行が無いなど）、その他市長がその必要が無いと認める場合を除き、借受人に連帯して賃料等に係る債務を負う連帯保証人が必要です。なお、保証債務極度額については、賃料、

原状回復費等を勘案して定めます。

(3) 提出書類

次に掲げる書類等を令和8年3月12日（木）午後5時15分までに本市に提出してください。

ア 契約締結に係る書類

本市から2部（連帯保証人を徴する場合は3部）送付しますので、それぞれに記名・押印を行い、提出してください。本市による記名・押印後、1部を落札者（連帯保証人を徴取する場合は、もう1部を連帯保証人）へ返送します。なお、契約締結までに対面での事前説明を本市から受ける必要がありますのでご留意ください。

イ 連帯保証に係る書類（連帯保証人を徴する場合）

連帯保証人の適格性を担保するため、連帯保証人の所得又は財務状況を証明する書類の提出を求めることができます。

【問い合わせ先】

スポーツ文化振興部文化振興課施設担当

（津リージョンプラザ総合管理事務室内）

電話番号 059-229-3300